

## 気候変動適応計画のフォローアップについて

- 平成 30 年 11 月 27 日に閣議決定した「気候変動適応計画」については、適切な進捗管理を行うために、定期的にフォローアップを実施する必要がある。
- 同年 12 月 3 日に開催された「気候変動適応推進会議」において、気候変動の影響への適応計画の平成 29 年度施策フォローアップ報告書（平成 30 年 9 月 10 日 気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議）を踏まえて、毎年度実施することとされている。
- 具体的なフォローアップ方法は、以下のとおりとしたい。
  - ① 関係府省庁が施策ごとに「個票」を作成する。
  - ② 原則として全ての施策で、進捗状況を把握するための指標を設定する。
  - ③ 設定する指標は、定量的なものが望ましい。
  - ④ 指標を活用し、分野ごとに施策の進捗状況を評価することも検討する。
  - ⑤ フォローアップ結果は、報告書として取りまとめの上、推進会議で了承された後に公表する。
  - ⑥ フォローアップの時期は、以下のとおりとしたい。
    - ・ 前回の「気候変動の影響への適応計画」のフォローアップと同様に、平成 30 年度の進捗状況についてフォローアップを行う。  
⇒ 2019 年春頃から作業、2019 年夏～秋頃に公表

なお、本フォローアップは、平成 27 年 11 月に閣議決定した「気候変動の影響への適応計画」の期間である、平成 30 年 4 月から平成 30 年 11 月の期間も対象とする。

- 次回の気候変動適応計画改定の際には、KPI の設定を求める声もあることから、本計画のフォローアップ結果の評価手法については、諸外国の検討状況や来年度に環境省が実施する予定の適応策の PDCA 手法確立調査事業等を踏まえつつ、今後検討することとする。

### 【スケジュール（予定）】

- 2019 年春頃          フォローアップ作業の依頼
- 2019 年夏～秋頃      フォローアップ報告書の取りまとめ、公表

<参考1> 気候変動の影響への適応計画の平成29年度施策フォローアップ報告書（平成30年9月10日 気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議）（抄）

#### 4. 今後のフォローアップに向けた課題と方向性

今般、昨年度公表した試行的フォローアップ報告書を踏まえて、適応計画の策定後2回目のフォローアップ作業を行った。フォローアップ報告書の策定・公表は、各府省庁において適応計画の施策の進捗状況を自ら把握し、必要に応じて施策の見直しに活用していく機会にするとともに、国民に情報提供をする上で有効に機能するものと考えられる。

本年6月、第196回国会において「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」が成立し、公布された。同法は、本年12月1日に施行される予定となっている。今後は、同法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「気候変動適応計画」が策定される見込みである。同計画のフォローアップについても、これまでの適応計画のフォローアップの経験を踏まえて適切に実施し、施策の進捗状況を把握・公表していくことが重要である。

特に、今回のフォローアップにおいては、各分野の行政施策のフォローアップ等との整合性に配慮しつつ、原則として全ての施策で進捗状況を把握するための指標を設定することとしたことで、各府省庁から多くのアウトプット指標が設定され、施策の進捗状況を把握する上で改善が見られた。今後も各府省庁において適切なアウトプット指標を設定し、進捗状況を把握・公表していくことが適切である。その際、定量的な指標を設定することが望ましいが、施策によっては定性的な指標も活用できるものと考えられる。

また、気候変動適応法第9条に基づき、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況を的確に把握・評価する手法の開発を進めていく必要がある。このため、フォローアップを通じて設定したアウトプット指標の内容を分析するとともに、適応策のアウトカム指標や評価方法に関する調査研究や、諸外国における適応策の把握・評価手法の検討状況に関する調査等により、分野ごとに適応策の進捗状況の把握・評価手法を開発するなど、我が国にとって適切な把握・評価手法について検討を深めていくこととする。

<参考2> 来年度環境省が実施予定の事業（PDCA手法確立調査事業）

